②　１人の者が、平成14年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸㋐㋑に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ただし、上記⑸㋐、㋑は同一工事でなくてもよい。

ただし、申請できる同種工事の施工経験は２件までとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

⑻～⑾　第１号２⑻～⑾に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　第１号３⑴に同じ。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「橋梁躯体工の現場打ちコンクリートの品質確保に係わる具体的な提案」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㋐、㋑、㋒の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案［ＶＥ提案］及び②㋑の工事全般の施工計画並びに②㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、②㋑㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㋐の「橋梁躯体工の現場打ちコンクリートの品質確保に係わる具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　⑵②㋐、㋑の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㋐「橋梁躯体工の現場打ちコンクリートの品質確保に係わる具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　⑵②㋑で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成29年９月12日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、平成29年９月12日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成29年９月12日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成29年９月15日11時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。

５　その他

⑴～⑱　第１号５⑴～⑱に同じ。

６　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Yokokan-Minami Sakae IC・JCT No. 29.

⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年６月８日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　名波　義昭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成29―31年度　立花大橋上部工事

⑶　工事場所　高知県高岡郡越知町越知丁地先

⑷　工事内容

工事延長Ｌ＝200m、橋長Ｌ＝170.0m（鋼２径間連続２主箱桁橋）、最大支間長Ｌ＝83.7m、幅員Ｌ＝8.37から8.93m、架設工１式（ベント併用橋上クレーン架設工法）、橋台１基

⑸　工期　平成31年11月29日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約790ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

４）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

５）本工事は、技術資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

７）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

８）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

９）本工事は、標準歩掛のない歩掛を、見積りに必要な図面等に関する質問の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

10）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。